（一社）全国建設業協会統一様式（建築工事）

令和○年○月○日

　（発注者名）　　　　　　　　　　　御中

○○県○○市○○○－○○○

○○建設株式会社

通　知　書

本件工事については、以下の資機材や労務に関して、価格の高騰又は供給の不足若しくは遅延が生じるおそれがあるため、建設業法第２０条の２第２項に基づき事前にお知らせします。

　当該おそれが顕在化した際は、協議に応じていただきますようお願いします。

工事名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

以　上

**１.価格の高騰、供給の不足・遅延の発生が想定されるリスク**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ | 地域における需要の増加（需給のひっ迫） | □ | 自然災害（地震、台風、豪雨、豪雪、疫病等） |
| □ | 供給メーカー工場の火災、設備故障等 | □ | 経済状況の変化に伴う物価（労務費）上昇 |
| □ | 紛争や関税制度等の変更による資機材の価格高騰・輸入遅延 | | |
| □ | その他（具体的な内容） | | |

注：上記１の記載は必須ではなく、原因が特定されている事象がある場合に記載してください。

必要に応じて記載内容を書き換えてください。

**２.主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰**（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号関係）

※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **高騰** | **不足** | **遅延** | **資機材名** | **高騰** | **不足** | **遅延** | **資機材名** | **高騰** | **不足** | **遅延** | **資機材名** |
| □ | □ | □ | 鉄筋  （異形棒鋼 等） | □ | □ | □ | Ｈ形鋼 | □ | □ | □ | 鋼板 |
| □ | □ | □ | 鉄スクラップ | □ | □ | □ | セメント | □ | □ | □ | 骨材・砕石類 |
| □ | □ | □ | 生コン | □ | □ | □ | コンクリートブロック、ＡＬＣパネル等 | □ | □ | □ | 木材類  （合板､木材 等） |
| □ | □ | □ | 型枠用合板 | □ | □ | □ | 基礎杭  （既製コンクリート杭､鋼杭 等） | □ | □ | □ | 石材、タイル |
| □ | □ | □ | アスファルト類  (AS防水材､AS材 等) | □ | □ | □ | 鋼製建具類  （鋼製･鋼製軽量建具､ステンレス製建具､シャッター 等） | □ | □ | □ | 非鋼製建具等  (アルミ製建具 等) |
| □ | □ | □ | ガラス類  (フロート板ガラス 等) | □ | □ | □ | 合成樹脂系材類  （ビニル床タイル､ビニル床シート､ビニル幅木 等） | □ | □ | □ | ボード類  （せっこうボード､ロックウール吸音板､けいカル板 等） |
| □ | □ | □ | 鋼製金物類  （外装鋼板パネル､鋼製(SUS)手すり､軽量鉄骨下地 等） | □ | □ | □ | 非鋼製金物類  （外装アルミパネル､アルミ製手すり､アルミ笠木 等） | □ | □ | □ | 仕上げユニット類  （トイレブース､可動間仕切り､パーテーション､家具 等） |
| □ | □ | □ | 電気設備機器類  （照明器具､変圧器､発電装置､映像・音響装置 等） | □ | □ | □ | 電気設備盤類  （分電盤､制御盤、キュービクル式配電盤､端子盤 等） | □ | □ | □ | 電気設備鋼材類  （金属管､鋼管､ケーブルラック 等） |
| □ | □ | □ | 電線･ケーブル類  （絶縁電線､電力・通信ケーブル 等） | □ | □ | □ | 電気設備合成樹脂系材類  （ＰＦ管､ＣＤ管､硬質ビニル管 等） | □ | □ | □ | 機械設備機器類  (冷凍機､空気調和機､ポンプ､タンク等) |
| □ | □ | □ | 機械設備鋼材  （鋼管､弁類､ダクト､ダンパー 等） | □ | □ | □ | 機械設備管材類  (銅管､塩化ビニル管 等) | □ | □ | □ | 保温類  (保温材､保冷材、防露材 等) |
| □ | □ | □ | ダクト付属品  （制気口､排煙口 等） | □ | □ | □ | 衛生器具類  （衛生陶器・器具､浴室ユニット 等） | □ | □ | □ | マンホール、  桝類  （雨水桝､集水桝 等） |
| □ | □ | □ | グレーチング | □ | □ | □ | インター  ロッキング | □ | □ | □ | ＡＳ合材 |
| □ | □ | □ | Ｈ鋼、鋼矢板 | □ | □ | □ | その他仮設資材 | □ | □ | □ | 燃料類 |
| □ | □ | □ | エレベーター | □ | □ | □ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |

**３. 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰**（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号関係）

※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **高騰** | **不足** | **職種** | **高騰** | **不足** | **職種** | **高騰** | **不足** | **職種** |
| □ | □ | とび工 | □ | □ | 型枠工 | □ | □ | 鉄筋工 |
| □ | □ | 鉄骨工 | □ | □ | 建築ブロック工 | □ | □ | 左官工 |
| □ | □ | 塗装工 | □ | □ | 板金工 | □ | □ | 屋根ふき工 |
| □ | □ | 防水工 | □ | □ | 大工 | □ | □ | 内装工 |
| □ | □ | タイル工 | □ | □ | 石工 | □ | □ | サッシ工 |
| □ | □ | ガラス工 | □ | □ | 建具工 | □ | □ | はつり工 |
| □ | □ | 電工 | □ | □ | 配管工 | □ | □ | ダクト工 |
| □ | □ | 保温工 | □ | □ | 設備機械工 | □ | □ | 特殊運転手 |
| □ | □ | 一般運転手 | □ | □ | 重機オペレーター | □ | □ | 交通誘導員（　　） |
| □ | □ | その他（　　　　） | □ | □ | その他（　　　　） | □ | □ | その他（　　　　　） |

**【参考】**事象の状況の把握のため必要な情報の入手先

①添付資料

　資料名：

②その他

・**資機材・労務リスク情報（経済調査会）**

[**https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/riskinfomaiton/**](https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/riskinfomaiton/)

**・最新価格動向・市況（物価調査会）**

[**https://www.kensetu-bukka.or.jp/sikyou/**](https://www.kensetu-bukka.or.jp/sikyou/)

**･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

（注）１．本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

２．本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。

３．上記「事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

４．本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第２０条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。

５．本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。